

公有化後における史跡等の管理・活用計画

補助事業者名	藤井寺市	事業名	史跡国府遺跡	事業形態	直接買上げ								
<b>(1) 公有化の目的(公有化しようとする史跡等の現状・課題を踏まえて明記すること)</b>													
<p>史跡国府遺跡は、藤井寺市惣社2丁目に所在し、大和川と石川の合流点の西方、沖積平野に向かって南方から突出した台地の北端に位置する。昭和49年6月25日に衣縫廃寺の想定寺域を含む、縄文時代の埋葬地を中心とする地域が、国史跡に指定された。また、上記指定地の西側隣接地について、発掘調査で河内国府関連遺構の広がり確認された地域が、昭和52年7月19日及び令和3年10月11日に史跡国府遺跡に追加指定され、保護が図られている。</p> <p>史跡国府遺跡は、現在、史跡指定地の約72%が公有化されている。残りの部分については、宅地として利用されているが、史跡の現状を大きく改変する行為には至っておらず、旧状は良好に保存されている。公有化した史跡指定地の管理については、藤井寺市が定期的な除草・清掃を行っている。平成9年度には、史跡指定地の一部で、縄文広場の整備を実施した。今後、史跡指定地の適正な管理や保全を図るため、過去の調査成果と合わせて、史跡国府遺跡の具体的な整備内容を検討する予定である。そして、保存管理・活用・整備を推進するため、史跡指定された民有地の公有化を進めているところである。藤井寺市は、買上げ条件の整った案件について、順次公有化を進め、史跡地の活用を進めていくこととしており、令和8年度は(2)に掲げる1筆の土地を公有化予定である。史跡指定地の適切な保存管理を図ると共に、史跡指定による利用の制約があるため、可及的速やかに公有化を図る必要がある。</p>													
<b>(2) 令和8年度公有化の計画</b>													
番号	公有化計画地	公有化の緊要性			令和9年度以降当面の活用方針								
1	藤井寺市惣社2丁目333番1	史跡国府遺跡指定地内の土地所有者からは、家屋の老朽化等を理由に買上げ要望がなされています。所有者の財産権の尊重と史跡環境の保全を両立させるには、土地買上げによる以外に根本的な解決はないと考えられます。			公有化した土地は史跡国府遺跡にあたる。このことから、令和8年買上げ地を含む公有地は定期的な草刈り等により良好な環境を保つ。 また、史跡の価値を実感できるような説明を市職員およびボランティアガイドにて行う。そして、各種講座等での解説を実施し、史跡国府遺跡への理解を深めることができるようにする。								
2													
3													
4													
5													
当該年度事業費		160,137千円	当該年度補助額		128,109千円								
<b>(3) 公有化及び管理・活用の実施スケジュール(長期的な視点で明記すること)</b>													
種別	内容(具体的な実施方法を含めて明記する)		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	備考
公有化			R8	→									
管理 (R8買上地)	草刈	藤井寺市により、随時実施	R9~										→
	巡回監視	藤井寺市の職員によるパトロールを随時実施	R9~										→
活用 (R8買上地)	情報発信	市職員による説明 ボランティアガイドによる解説	R9~										→
	学習等	各種講座等での解説	R9~										→
活用 (全体計画)	価値理解の促進	価値理解促進事業の実施											→
<b>上記に係る特記事項</b>													
・本件買上地については、史跡国府遺跡の既公有化地と一体的な管理・活用を行う。													